

第 2 5 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 5 年 1 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 9 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

2 番	鈴木周吾	3 番	遠藤圭一	4 番	渡邊喜徳
5 番	日下昭一	6 番	佐藤利洋	7 番	安住政男
8 番	齋藤桂子	9 番	丸子清	1 0 番	菊池淑郎
1 1 番	安住郁子	1 2 番	齋精一	1 3 番	浅川文義
1 4 番	片平洋之	1 5 番	伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 4 名)

1 7 番	菊地英一	1 8 番	太田匡美	1 9 番	齋藤幸一
2 0 番	大槻久美子	2 1 番	長田邦雄	2 2 番	新田育男
2 3 番	結城美智子	2 4 番	棟形和徳	2 5 番	南條栄一
2 6 番	東條茂	2 7 番	小野忠良	2 8 番	鈴木茂利
2 9 番	末木清一	3 0 番	千葉義昭		

4. 欠席者

(1) 農業委員 (1 名)

1 番 加藤正純

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 名)

1 6 番 古山眞

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 非農地証明願いについて

日程第 5 第 4 号議案 令和 4 年度第 8 号亶理町農用地利用集積計画(案)について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第25回亘理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告についてですが、一点説明させていただきます。上から2行目の、1月16日、令和4年度第2回市町村農業委員会女性委員等研修会が仙台市のホテル白萩で開催され、齋藤桂子委員外、全員が参加しております。その他は記載の通りですので説明については割愛させていただきます。以上となります。

議長 次回の総会までの日程については、2月20日に亘理と逢隈で地区委員会、2月21日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は2月27日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、加藤正純委員、16番、古山 眞 推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、13番、浅川文義委員、14番、片平洋之委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、はじめに吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位2番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案につきましてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件

について採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 1 番については、許可することに決定いたします。次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 3 番については、許可することに決定します。

以上で第 1 号議案の審議を終了いたします。

日程第 3、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

1 4 番 (順位 1 番について議案書朗読、詳しい内容について局長より説明願う)

事務局長 (順位 1 番について、詳細説明)

議 長 事務局と吉田地区委員長の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

5 番 土地の表示で、地番が(順位 1 番)とありますが、この地図で、どこですか。

議 長 記載が間違っており訂正方、お願いします。その他、ご意見ございませんか。

(以下、質疑数件有り)

議 長 説明がおわりました。第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 1 番については、許可相当と

することに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長

ありがとうございました。この案件について局長と話をしましたら、この日付で5条申請が提出されておりました。昭和54年12月1日が736㎡、平成8年6月24日が264㎡、それから、(順位2番)は(順位1番)のご兄弟で、ここも、昭和45年9月1日に5条が3件とも出ておりました。過去形になります。今回、非農地証明願が提出され、この様な申請となりました。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

高橋主事

私の方から補足説明させていただきます。順位1番に関しては、宅地になっていますが、転用申請時は資材置場での転用申請となっています。昭和54年の段階では、平成8年のも、資材置場へ続く通路での転用申請になります。今、お話し出た事ですが、非農地証明願と許可証明願がありますが、非農地証明願は字の如くで、この土地はもう農地では無い証明になります。許可証明願は転用があった事実を証明するものになりますので、今現状がその用途に使われていなければ、地目変更は出来ません。お家が今でも建っているのに地目変更し忘れた、その場合は許可証明願で地目変更は可能ですが、今現在、お家が無く、以前転用許可を取って、下は、砂利になっていて、農地として使えないという時は、許可証明願では地目変更登記が出来ない為、非農地証明願を出してもらう様になります。今回の2件に関しては、転用許可を取ってはいますが、今現状、その形が無いので、非農地証明願でしか処理出来ない案件になりますので、今回は非農地証明願を提出して頂いております。

議長

はい、ありがとうございます。その他、ご意見ご質問はございませんか。なければ、第3号議案、非農地証明願いについて採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、承認することに決定します。次に、順位2番の採決を行います。順位2番について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、承認することに決定します。

以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、令和4年度第8号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明を願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。

第4号議案、令和4年度第8号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案、令和4年度第8号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。

以上で第4号議案の審議を終了します。

これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局からお願いします。

事務局長 事務局から報告事項1件、事務連絡が数件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時29分